

区分	該当条文	項目	手数料 (円)		
				新たな試験を 要さない場合	
防火設備	法第2条第9号の2口	(16)防火設備の遮炎性能 (20分間)	950,000	270,000	
	法第27条第1項	(17)延焼のおそれがある外壁の開口部の防火設備	950,000		
	法第61条	(18)防火地域又は準防火地域内にある建築物の開口部の防火設備	1) 20分間以下		950,000
			2) 20分間を超え30分間以下		960,000
			3) 30分間を超え30分間以下		970,000
			4) 40分間を超え30分間以下		980,000
			5) 50分間を超え30分間以下		990,000
			6) 60分間を超え30分間以下		1,000,000
7) 70分間を超え30分間以下			1,020,000		
8) 90分間を超え105分間以下	1,040,000				
9) 105分間を超え120分間以下	1,050,000				
令第112条第1項	(19)特定防火設備の遮炎性能	990,000			
令第112条第11項	(20)竪穴区画に用いる防火設備	950,000			
令第114条第5項	(21)準耐火構造の界壁、間仕切り壁及び隔壁に用いる防火設備の遮炎性能	970,000			
令第137条の10第4号	(22)防火設備の準遮炎性能	950,000			
2 防火材料	法第2条第9号	(1)不燃材料 (20分間)			
		1) ガス有害性試験がない場合	430,000		
		2) ガス有害性試験がある場合	650,000		
	令第1条第5号	(2)準不燃材料 (10分間)	1) ガス有害性試験がない場合	430,000	
			2) ガス有害性試験がある場合	650,000	
	令第1条第6号	(3)難燃材料 (5分間)	1) ガス有害性試験がない場合	430,000	
2) ガス有害性試験がある場合			650,000		

既に認定を受けた項目の軽微な変更に係る性能評価の手数料は、当該項目の手数料の10分の1